

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策のための委員会、その他の当該病棟の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会(ICC)を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討しています。

また感染管理センターを設置し、実働組織として感染対策チーム（ICT）、抗菌薬適正使用チーム（AST）を配置しています。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症発生状況報告に関する基本事項

院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を把握し、注意喚起を行います。院内感染対策委員会で情報共有を行い、必要に応じ感染予防対策の周知や指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染の発生または感染が疑われる場合は、ICTが感染拡大制御のため速やかに対応します。

また、届け出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に基づいて行政機関に報告します。

6. 患者等に対する情報提供に関する基本事項

本取組事項は、院内掲示やホームページで公開しています。患者さんやご家族に対し、感染防止の意義、手洗い、マスク着用等その必要性についてご理解とご協力をお願いします。

7. 抗菌薬適正使用に関する事項

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が抗菌薬の適正使用を推進するため、症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

8. その他の当院における院内感染対策の推進のための必要な事項

感染防止対策のため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知を図るとともにマニュアルの見直し、改定を行います。

感染管理体制をよりよいものにしていくため、積極的に他施設や保健所と連携し、情報交換を行っています。